

投資組合員について

——制度設計とわが協同組合法への示唆——*

多木 誠一郎**

目 次

はじめに

第1章 本研究会の設置目的と投資組合員

第1節 組合のあるべき方向性

- 一 「農業」協同組合
- 二 「地域」協同組合
- 三 現状維持

第2節 投資組合員について考察する意味

第2章 投資組合員

第1節 意義

- 一 一般
- 二 ドイツ協同組合法上の投資組合員

第2節 趣旨

- 一 自己資本調達手段の拡大
- 二 自己機関制から生じる難点の回避

第3節 制度設計

- 一 投資組合員の受入れ
- 二 投資組合員の法的地位
 1. 中核的自益権
 2. 議決権の重み付け

* 本稿は、JA 総合研究所に設置された研究会における研究成果として提出したものであり（『将来構想・制度研究会とりまとめ（平成21年2月7日付け）』に掲載）、平成20年度科学研究費補助金（「制度間競争下のわが国農村協同組織の制度デザイン（研究代表者 増田佳昭）」課題番号20380127）に基づく研究成果の一部でもある。

執筆に際しては、三上和彦教授（兵庫県立大学）から有益な示唆をいただいた。記してお礼を申し上げる。

** 連絡先 多木 誠一郎（Taki, Seiichiro）
北海道小樽市緑3丁目5番21号 小樽商科大学商学部企業法学科
電話/FAX 0134-27-5374 電子メール taki@res.otaru-uc.ac.jp

3. 監事への就任制限

第3章 一致の原則との関係

第1節 一致の原則との関係が問題になる他の事項

一 員外取引

二 協同組合事業を現に利用していない組合員

1. 潜在的には利用可能な組合員

2. 潜在的にも利用不可能な組合員

(協同組合事業の利用を想定できない組合員)

第2節 整合性

第4章 助成目的との関係

第1節 問題の所在

第2節 利益の対立

第3節 整合性

一 助成目的への拘束

二 1つの小舟

第5章 わが協同組合法への示唆

第1節 利害関係の異なる組合員と助成目的との関係

第2節 組合員たる地位

一 議決権配分

二 機関構成員への就任

第3節 経営成果の配分

第4節 組合支援利用者

終わりに

はじめに

協同組合の目的は、組合員への助成（奉仕）にある。組合員に対する助成を目的として協同組合は事業を行う。事業取引の相手方は組合員である。組合員側からみると組合員は、協同組合事業の利用を通じて協同組合から助成を受ける。事業を利用する意思がない者は、組合員にはなれない。すなわち組合員と利用者（顧客）の一致は、協同組合の理念型を形成するというのが、わが協同組合理論では伝統的な理解である。

しかしながら目を外に向けると、協同組合事業を利用する意思がない者も組合

員として受け入れるべきであるという意見も存在しており、最近ではこのような意見に沿った立法もなされている。投資組合員である。

投資組合員は、わが協同組合法が知らない制度であり、本研究会でも関心が高く、既に①諸外国の制度の紹介として、あるいは②わが国における論点・選択肢の提示として言及されている⁽¹⁾。本研究会においてその都度若干の議論をしたが、議論をする前提として投資組合員についてより深く理解する必要があるのではなからうか。この点は、本研究会の共通認識であると思われる。そこで本稿では、投資組合員を考察の対象として採り上げる。考察順序に従って具体的に述べると、以下の通りである。

本研究会の設置目的に照らすと、投資組合員に関する考察は、どのような意味を有するのであろうか。言い換えると投資組合員に関する考察結果から、わが協同組合法とりわけ農業協同組合法に⁽²⁾、どのような点で示唆を得ることができるのであろうか。組合のあるべき方向性に関する選択肢について吟味した上で明らかにする(第1章)。第1章で明らかにした意味を念頭に置きつつ、立法趣旨を確認した上で、投資組合員がどのように制度設計されているのかを概観する(第2章)。次いで①第2章で概略を把握した投資組合員には、伝統的な協同組合理論に立脚すると、どのような疑問が呈せられるのか、そして②その疑問にどのように答えればよいのであろうか。具体的には投資組合員は、一致の原則(第3章)及び助成目的(第4章)とどのように整合性をとればよいのかについて考察する。以上の考察結果を踏まえて最後に、第1章で明らかにした点について、投資組合員に関する考察結果からわが協同組合法に示唆を得て(第5章)、本稿を締めくく

(1) 本文①として、栗本昭「日本型農協の鏡としての欧米の農協と日本型生協(平成19年8月26-27日付けレジュメ)」、田中久義「EUにおける協同組合の動向」について(同年5月25日付けレジュメ)、本文②として、明田作「農協のミッションと組合員制度(同年10月12日付けレジュメ)」、明田作=田中久義「農業協同組合法制に関する論点について(同年8月26-27日付けレジュメ)」、田中久義「農協のミッションと組合員制度」について(同年10月11日付けレジュメ)」がある。

本研究会以外でも、わが農業協同組合における組合員の多様化を踏まえた意思決定のあり方を検討するに際し、ドイツにおける投資組合員も参考にするものとして、斉藤由理子「多様な組合員の意思決定への参加——独仏の協同組合の事例から——」農林金融60巻5号2頁(平成19年)がある。

(2) わが協同組合法すべて、あるいは少なくとも「協同組合法」という名称を法律名に含む4法(消費生活協同組合法・水産業協同組合法・中小企業等協同組合法・農業協同組合法)を採り上げるべきという指摘もありうる。しかし本稿では以下の諸点を考慮し、主として農業協同組合法を採り上げる。①本研究会の設置目的が農業協同組合に関連する、②農業協同組合がわが協同組合の中で経済的に最も大きな地位を占めている、③すべての協同組合法を採り上げることは記述を徒に複雑にするという点である。

ることにしよう。

第1章 本研究会の設置目的と投資組合員

農業協同組合法が想定する組合は、法律の名称も示しているように農業者を中心とした組合である。しかしながら実際には非農業者である准組合員は増加の一途を辿り、現在では組合全体でみると准組合員が組合員総数の半数に迫ろうとしている。都道府県別にみると、准組合員数が正組合員数を上回っている都道府県も、3大都市圏を中心にして17に上っている⁽³⁾。

このように法律の背後にある理念と実態の間で矛盾が拡大している状況において、立法論も視野に入れて組合の制度設計のあり方を提言するのが本研究会の設置目的である。組合の制度設計のうち組合員に関する制度設計のあり方は、——上記矛盾をそのまま放置できないとすると——、最も根本的な事項であるといえる。組合員に関する制度設計のあり方は、将来における組合のあるべき方向性としてどのような方向性をとるのかによって異なってくる。例えば地域協同組合という方向性を選択すれば、非農業者組合員を組合に積極的に位置付けることになるであろう。これに対して農業者のための協同組合に純化するという方向性を選択すれば、非農業者組合員を消極的に位置付けることになる。第3回研究会(平成19年10月12日)のテーマが「組合員制度とミッション」に設定されたのも、組合の使命あるいは組合の基本的な方向性をどのように設定するのかによって、組合員制度が規定されることを示す証左であるといえよう。

わかりやすいことを前提にすると、組合のあるべき方向性として3つの選択肢を想定できる。本章では、まず3つの方向性とそれによって規定される組合員制度について吟味する(第1節)。その結果選択した方向性を前提にした場合、投資組合員に関する考察結果から、どのような点でわが農業協同組合法に示唆を得ることができるのかを明らかにしよう(第2節)。

(3) 農林水産省経営局協同組織課編『平成18事業年度総合農協統計表』(農林統計協会、平成20年)のWeb版(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001012862&cycode=0>)から算出。同統計表によると、正組合員数は平成13年度の約521万人から、平成18年度には約494万人に減少している。これに対して准組合員数は平成13年度の約387万人から、平成18年度には約438万人に増加している。組合員総数に占める准組合員の割合を算出すると、平成13年度の42.6%から、平成18年度には47.0%に上昇している。

第1節 組合のあるべき方向性

一 「農業」協同組合

農業者組合員中心の組合にできるだけ純化しようとする方向性である。近時なされている組合批判⁽⁴⁾も同じ方向性であろう。組合は農業者の家計・事業を助成する組織であり、非農業者を相手方とする取引を基本的には行わないことになる。究極的には、例えば信用・共済事業のような農業と直接関係しない事業（非農業関連事業）を分離し、農業者組合員を相手方として農業関連事業のみを行う組織となるであろう。

このような方向性をとると、組合員制度は以下のように設計されるであろう。農業者のための組合という原始農業協同組合法以来の理念を徹底し、究極的には非農業者組合員は許容しない、あるいは許容する場合でも非農業者組合員は、名実共に例外的な存在に位置付けられる。これは、非農業者組合員が組合員総数の半数に迫ろうとしている実態を、上記理念に適合するように変更することを意味する。法的には理念に忠実に、非農業者組合員を許容しないように農業協同組合法を改正するか、あるいは許容するにしても上限を設けることになる。

しかしながら「組織合意を得られるのか」という本研究会の検討視点⁽⁵⁾から、疑問が生じうる。現行農業協同組合法上の准組合員が組合から脱退することになり、事業量の激減に繋がりがかねず、とりわけ都市部を地区とする組合にとっては受け入れ難いと推測しうる。加えて「国民の理解を得られるのか」というもう1つの視点からも疑問がある。准組合員は組合員総数に占める割合のみならず、絶対数も増加している（注（3）参照）。これは、組合に対する国民の理解がより深まっていることの証左でもある。にもかかわらず法改正して非農業者組合員を許容しない、あるいは非農業者組合員数を制限し、組合からの脱退を余儀なくされることは、現在准組合員である非農業者（国民）の理解を得られるのかは疑問である。

(4) 「農業」協同組合への純化を主張するものとして、神門善久「常態化するJAの法令違反、金融事業の分離を急げ——兼営に正当な理由なし——」金融財政事情59巻7号23頁（平成20年）、山下一仁「経済教室：農協の解体的改革を」（日本経済新聞平成17年6月7日付け朝刊27面）、同「農協の大罪——「農政トライアングル」が招く日本の食糧不安——」（宝島社、平成21年）198頁。

(5) 本研究会における検討の際に留意すべき視点として、本文に示した2つの視点が表示されている（〔研究会事務局〕「将来構想・制度研究会における研究課題整理（メモ）（平成19年8月26-27日付けレジュメ）」。この2つの視点からの検討が、実際上無視できないことは首肯しうる。

二 「地域」協同組合

農業者のみならず、非農業者である地域住民を正面から幅広く組合員として受け入れようとする方向性である。いわゆる地域協同組合論の主張者が唱える方向性⁽⁶⁾と同じである。組合は、農業者のみならず非農業者を含めた地域住民の家計・事業を助成する組織となり、非農業関連事業や非農業者を相手方にする取引を、より積極的にを行うことになるであろう。

このような方向性をとると、組合員制度は以下のように設計されるであろう。非農業者組合員は現行農業協同組合法上の准組合員のように例外的ではなく、より積極的に位置付けられる。論者によって積極性の程度は異なろうが、究極的には非農業者と農業者は同等に位置付けられる。これは、非農業者組合員が組合員総数の半数に迫ろうとしている実態に適合するように、農業者のための組合という理念を捨て（修正し）、農業者を含む地域住民のための協同組合という新たな理念に合わせて実態を追認することを意味する。法的には、究極的には正組合員と准組合員という区別を廃止し、農業者組合員と非農業者組合員に同じ法的地位を付与するように農業協同組合法を改正することになる。

しかしこのような制度設計には、以下の2つの疑問が生じる。第一に、農業協同組合法は、組合員の属性に制約されない一般協同組合法の傾向を強める結果になる。このような結果は、組合員の属性別に立法がなされているわが分立協同組合法制と相容れなくなる。そうすると協同組合法制全体の抜本的改正を視野に入れた大がかりな立法論を展開せざるを得ないという意味では、実行可能性に難点があることは否めない。第二に、「組織合意を得られるのか」という視点からである。「おらが農協」と考える組合員も少なくない組合では、非農業者組合員と農業者組合員を完全に等しく待遇するという究極的な扱いを選択することに、現在の正組合員が同意するとは思えない。

以上2つの疑問を考慮すると、非農業者組合員を現行農業協同組合法より積極的に位置付けるとしても、農業者組合員の利益保護のために、——例えば議決権制限によって——非農業者組合員の権利を制限する途を可能にせざるを得ない。等しく利用者である組合員を異なった扱いにするという点では現行の組合員制度と質的には異ならず、単に量的な差異があるに過ぎなくなってしまう。それゆえ准組合員に対して現在なされている批判は（「三」参照）、依然としてなされるで

(6) 鈴木博「都市農協問題と「地域」協同組合論——「地域組合論」批判の検討を中心に——」齊藤仁編『昭和後期農業問題論集② 農業協同組合論』（農山漁村文化協会、昭和48年）295頁。

あろう。

三 現状維持

非農業者である准組合員が組合員総数の半数に迫ろうとしていても、明確な方向性を打ち出さず、現状のままにしておこうという方向性である。法的には准組合員数について何ら制限は設けられていないため、各組合における准組合員が如何に増加しても適法である。それゆえ——組合のあるべき方向性に関する積極的な想定とはいえないが——、このような方向性もありうるのである。

非農業者である准組合員については、その存在それ自体に対して批判がなされてきた。伝統的な協同組合理論によると、組合員には平等の議決権が付与されなければならないのにもかかわらず（独禁22条3号参照）、准組合員については議決権をはじめとする共益権が大幅に制限されているからである（農協16条1項但書き・38条・43条・43条の3第2項ほか）。加えて、准組合員の存在それ自体についてはたとえ例外的に許容しうるにしても、准組合員を無制限に組合に受け入れることは、「農業」協同組合としては本来的でないという批判もなされてきた。しかしながら准組合員の増加に対しては、法的な制限は導入されなかった。なぜなら准組合員は、「いいとこ取り」を可能にする制度であり、組合にとっては使い勝手がよいため、組合が原状維持を望んだからであるとも推測しうる。すなわち准組合員の増加によって、組合事業利用の側面では事業利用分量を拡大できるというメリットを組合は享受できる。他方組合運営の側面では、上記の通り准組合員については共益権が大幅に制限されるため、准組合員が大幅に増加しても、農業者である正組合員は農業者の利益を重視した組合運営を確保できるのである。

原始農業協同組合法以来の理念に従うと、中核的な組合員（コア組合員）は農業者である正組合員であり、非農業者である准組合員はあくまでも例外的存在（非コア組合員）と位置付けられる。そうすると准組合員が組合員総数の半数に迫ろうとしている現状は、准組合員数には法的には制限はなく違法とまではいえないが望ましくない。望ましくは、農業協同組合法の背後にある理念と実態の間で拡大している矛盾を解消すべきである。それゆえ——立法論を視野に入れて方向性を考えるのであれば——、原状維持という方向性は少なくとも積極的に支持できない。

加えて、理念と矛盾した実態を放置するいいとこ取りに対しては、「国民の理解を得られるのか」という視点から、疑問が呈せられよう。あるいは「国民」を「財界」と言い換えると、このような疑問はより鮮明になるであろう。内閣府に設

置されている規制改革会議で組合に関してなされている議論に財界が大きな影響力を有している点を考慮に入れると、このような疑問はより強力な批判となって現れるであろう。

第2節 投資組合員について考察する意味

投資組合員のように協同組合事業の利用を前提としない組合員をわが協同組合法は知らず、比肩する組合員は存在しない（なお水協80条、中協9条の11第1項参照）。それゆえ比較法の方法による制度的比較はできない。あるいは実際界の状況をみたところ、投資組合員の必要性が声高に叫ばれている様子もなく、導入の是非について正面から検討する必要性も現段階では大きくないと思われる。投資組合員についてより深く理解することを本稿の目的としてまず最初に設定したのも（「はじめに」参照）、このような状況を考慮したためである。

もっとも投資組合員についての考察結果から、わが農業協同組合法に以下の点で示唆を得ることができる。上記の3つの方向性のうちいずれを選択するにせよ（第1節）、——たとえ「農業」協同組合という方向性を選択するにしても——非農業者組合員を許容することになるであろう。農業者組合員と非農業者組合員の間では、——生活者としての側面は別にして——、農業の側面では共通の利害関係がなく、両者に同質性がない。これに対して投資組合員を受け入れている協同組合では、利用を意図している一般的な組合員（利用組合員【nutzende Mitglieder】）は協同組合との取引条件に、投資組合員は資本利回りにそれぞれ最も関心がある。やはり両組合員に共通の利害関係がなく、両者に同質性がない。非農業者組合員を許容することになるわが組合と投資組合員を受け入れている協同組合では、——制度内容に差異があるものの——利害関係の異なる組合員を、1つの協同組合に糾合する点で共通している。同質性のない組合員をどのようにして糾合するのかという点に、投資組合員と非農業者組合員を比較可能にする共通の要素を見出すことができる。してみれば非農業者組合員を受け入れる場合における組合員の制度設計のあり方について、投資組合員に関する考察結果から示唆を得ることが可能になるであろう。

第2章 投資組合員

第1節 意義

一 一般

「投資組合員【investierende Mitglieder】」とは、協同組合事業の利用を意図せず、単に出資のみによって協同組合に参加する組合員である。組合員であるが、利用者ではない点で一般的な組合員と異なる⁽⁷⁾。

投資組合員が本格的に採り上げられるようになったのは、ヨーロッパ連合理事会で2003年に承認されたヨーロッパ協同組合法規則（本稿では、「SCE法規則」と略称することもある。）で⁽⁸⁾、投資組合員が導入されることになったからであると思われる。その後ヨーロッパ連合加盟各国は、自国の国内協同組合がヨーロッパ協同組合（SCE）との制度間競争で不利になることがないよう、国内協同組合法を改正し、投資組合員を導入しているようである。そのうち本稿では、投資組合員の具体的な制度設計については、以下の点を考慮して主としてドイツ協同組合法上の投資組合員に依拠する。確かにドイツではSCE法規則の影響を受け、国内協同組合をヨーロッパ協同組合と同等の地位にする⁽⁹⁾一環として、2006年によく投資組合員が実定法上定められた。しかしながらドイツでは1973年協同組合法改正以後投資組合員発展に向けた実際上の傾向がいち早く見受けられ、その傾向がSCE法規則にも影響を与えたとも考えられる。このような状況ゆえドイツでは、投資組合員に関する議論の蓄積も豊富だからである。

(7) 投資組合員は、典型的には専ら投資すなわち投資利回りの獲得を目的として協同組合に加入する者（投資家）である。もっとも、SCE法規則の下記条文の文言に表れているように、同目的ではなく、より広範に——消極的ではあるが——非利用目的で加入する組合員を想定できる（Vgl. Volker Beuthien, *Wie kapitalistisch darf eine Genossenschaft sein? – Zum förderwirtschaftlichen Nutzen nicht nutzender Mitglieder*-, in: AG 51, S.58 (2006)）。例えば社会福祉に関心がある者で、自らは福祉サービスを利用する意思はなく、かつ投資利回りを獲得する目的がないものでも、社会福祉サービスを提供する協同組合に投資組合員として加入できよう。消極的ではあるが利用を意図していない点に着目して、投資組合員は「非利用組合員【nicht nutzende Mitglieder】（SCE法規則14条1項2段1文）」とも称される。

本稿で主として採り上げるドイツ協同組合法では、「非利用組合員」ではなく「投資組合員」という文言のみが用いられているが、上記の点を考慮すると、資本利回りの獲得を目的とせず、出資のみをする組合員を、ドイツ協同組合法でも「投資組合員」として想定できよう。

(8) 拙稿「ヨーロッパ協同組合法規則に関する覚書」神戸市外国語大学外国学研究63号167頁（平成18年）参照。

(9) Regierungsentwurf eines Gesetzes zur Einführung der Europäischen Genossenschaft und zur Änderung des Genossenschaftsrechts mit Begründung und Vorblatt, in: BT-Drucksache 16/1025 vom 23.03.2006, S.81.

二 ドイツ協同組合法上の投資組合員

SCE 法規則に倣い（同規則14条1項2段1文）、「商品の利用又は生産及びサービスの利用又は提供が問題にならない【nicht in Frage kommen】」者を投資組合員として許容することを定款で定めることができる（ド協8条2項1文）。ここで「問題にならない」者とは、何を意味するのかについては2つの考え方がありうる。投資組合員として許容される、すなわち投資組合員資格があるのは、①協同組合事業を利用することができない者のみであるのか、あるいは②協同組合事業の利用が当該者にとって重要でなく、したがって協同組合事業を利用しようとしないうことで足るのかである。例えばAワイン醸造協同組合において、「ブドウ栽培農家ではあるが同組合にブドウを出荷しようと思っておらず、単に投資目的で同組合に加入しようとする者」であるBは、投資組合員として許容されるのかという事例で考えてみよう。考え方①によると、投資組合員として許容される（加入できる）のは、物理的に協同組合事業を利用不可能な者のみである。Bはワイン原料であるブドウをAに出荷することは物理的には可能である。それゆえBは投資組合員として許容されないという結論になる。これに対して考え方②によると、物理的に協同組合事業を利用可能か否かではなく、利用をする意思の有無が重要であり、利用意思がなければたとえ利用可能であっても投資組合員として許容される。BはA協同組合の事業を利用可能であるが、利用意思がない。それゆえ——利用組合員資格もあるが——、投資組合員としても許容されうるという結論になる。

この点については、一般に考え方②が支持されている⁽¹⁰⁾。なぜなら考え方①を採用すると、——例えば信用協同組合・消費生活協同組合のように——当該者の属性にかかわらず誰でも事業利用が可能な協同組合では、実際には投資組合員は許されないという不都合な結果になるからである。そうすると加入に際して協同組合事業を利用する意思があり、利用組合員として加入すれば利用組合員となり、反対にそのような意思がなく投資組合員として加入すれば投資組合員ということになる。両組合員は、いずれの組合員種類として加入したのかという形式的区分である⁽¹¹⁾。利用組合員が実際には協同組合事業を利用しなくなったからといって、投資組合員になるのではない。投資組合員が協同組合事業を利用することによ

(10) Volker Beuthien, Genossenschaftsgesetz: Aktualisierungsband zur 14. Aufl., 2007, § 8 Rn.11; Peter Pöhlmann u.a., Genossenschaftsgesetz, 3. Aufl., 2007, § 8 Rn.10.

(11) Beschlussempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses (6. Ausschuss) zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung—Drucksache 16/1025—, in: BT-Drucksache 16/1524 vom 17.05.2006, S.8.

て利用組合員になるのではなく、その利用は員外利用の制限に服する（ド協8条1項5号。第3節「二」1参照）。投資組合員が利用組合員になるためには、加入手続きに基づき（ド協15条1項）、組合員たる地位の変更をしなければならない。

第2節 趣旨

一 自己資本調達手段の拡大

協同組合は経済的弱者を構成員とする。また組合員資格として一定の地区に住所を有することが要求されることが一般的であるため（ド協8条1項2号）、組合員資格を有する者が限られる。それゆえ社会に散在する余剰資金を株式発行をして広く集めることができる株式会社と比較し、構成員のみからでは多額の資本調達は難しい。その結果自己資本が脆弱になりやすい。このような事情を考慮し、資本調達を容易にする⁽¹²⁾ ための手段の1つとして、広く投資家を受け入れる途を投資組合員の導入によって協同組合に開いたのである。

従来から例えば享益証券【Genußschein】や匿名〔による資本〕参加【stille Beteiligung】の方法で、利用組合員以外の者から資本を調達することは可能であった。しかしこれにより調達した資本は自己資本ではなく、あくまでも後順位の責任資本【nachrangiges Haftkapital】に過ぎない。加えて、わが優先出資者と同様（優先出資17条）、単なる資金拠出者であり、協同組合の構成員として糾合されていない。このような協同組合では、あくまでも利用を前提にした組合員のみから構成されるいわば単層式の組合員モデルである。これに対して投資組合員は、——その名称の通り——利用を前提にしない資金拠出者を協同組合の構成員として受け入れている点で特徴的であるといえる。2種類の組合員を有するモデル【Zwei-Gruppen-Modell】⁽¹³⁾ すなわち複層式の組合員モデルである。資本調達上の「必要性」に応えるという趣旨には肯けるが、協同組合としての「許容性」はあるのであろうか。内部構造にかなりの変化が生じ、そのため伝統的な協同組合理論で承認されてきた協同組合の理念をある程度放棄し、協同組合という法形態が資本会社により接近するようにも思われる。それにもかかわらず実務上の必要性に配慮して投資組合員が導入されたのである。各協同組合への導入が法律で強制されず、選択肢として定款自治に委ねられているのも（第3節「一」参照）、このよ

(12) Regierungsentwurf (a.a.O. (Fn.9)), S.1.

(13) Lothar Vollmer, Die kapitalistische Genossenschaft, 1995, S.7. Vollmerは、2種類の組合員を有する協同組合を「物的協同組合【kapitalistische Genossenschaften】」と定義し、その制度設計について検討している。

うな意味で許容性の観点から難点が残っているからであろうか⁽¹⁴⁾。許容性について、具体的には投資組合員は伝統的な協同組合理論とどのように整合性をとればよいのかについては後述する（第3章・第4章）。

二 自己機関制から生じる難点の回避

投資組合員の導入によって、自己機関制の原則から実務上生じるのが珍しくない難点を回避しうることも期待されている⁽¹⁵⁾。ドイツでは厳格な自己機関制【Selbstorganshaft】が採用されており（ド協9条2項1文）、経営の専門家を理事・監事に任用することが困難な場合がある。例えば信用協同組合のように当該者の属性にかかわらず誰でも事業を利用できる協同組合では（第1節「二」参照）、——一定の地区に住所を有することが要求されようが（「一」参照）——、実際にはたとえ協同組合事業を利用する意思がなくとも組合員になれるし、組合員の地位を継続しうる（第3章第1節「二」1参照）。そうすると自己機関制をクリアーするのみのために、経営の専門家が便宜的に組合員になることも可能である。しかし例えばワイン醸造協同組合・製靴原料購買協同組合のように、当該者の属性によって組合員資格が大幅に制限されている協同組合では、ブドウ栽培農家・製靴業者でなければ、組合員になることはできない。自己機関制ゆえ、農家・製靴業者から理事・監事を任用せざるを得ず、経営の専門家が理事・監事になることが困難な場合もある。このような状況において実際界では協同組合事業の利用が本来的に想定できず、素直に考えると組合員になり得ない者を、「支援組合員【fördernde Mitglieder】」すなわち組合員たる地位が組合又はその組合員を支援する者として受け入れるという便宜的な扱いをしてきた。このような実務上の扱いは適法と解されている⁽¹⁶⁾。

投資組合員の導入によって、協同組合事業の利用を前提としない者を広く組合員として協同組合に受け入れることが可能になる。経営の専門家を投資組合員として受け入れることによって、自己機関制に照らして疑問の余地もある支援組合員という便宜的な扱いをせずとも、経営の専門家を理事・監事に任用する途が開かれることになる⁽¹⁷⁾。

(14) Vgl. Beschlussempfehlung und Bericht (a.a.O. (Fn.11)), S.8.

(15) Regierungsentwurf (a.a.O. (Fn.9)), S.81.

(16) Volker Beuthien, Genossenschaftsgesetz, 14. Aufl., 2004, § 9 Rn.9.

(17) Vgl. Ingo Saenger/Matthias Merkelbach, Die investierende Mitgliedschaft im deutschen Genossenschaftsrecht—eine interessante Beteiligungsmöglichkeit für Genossenschaften und Investoren?, in: BB 61, S.567 (2006).

第3節 制度設計

本節では、上記趣旨で導入された投資組合員が法律上どのように制度設計されているのかを概観し、第3章・第4章における考察の前提とする。一言でいうとSCE法規則に概ね倣っているが、異なる設計がなされている事項もある。

一 投資組合員の受入れ

第一に、各協同組合が投資組合員を制度として導入する場合についてである。法律では導入を強制されていない。協同組合の内部構造にかなりの変化が生じ、許容性の観点から難点が残っているためであろうか（第3章・第4章参照）、導入は定款自治に委ねられている（第2節「一」参照）。それゆえ既存の協同組合が投資組合員を導入するためには、総会における定款変更手続を経る必要がある。具体的には特別議決、すなわち総会で行使された議決権の4分の3の多数の賛成で議決する（ド協16条2項11号）。

第二に、定款の定めによって投資組合員を導入した協同組合が、ある者を実際に投資組合員として受け入れる場合についてである。加入を承諾するには、原則として総会の同意を要する。ここでの総会の同意は制度そのものの導入の場合と異なり、普通議決（ド協43条2項1文）で足る。すなわち総会で行使された議決権の過半数（単純多数決）の賛成で議決する。もっとも、定款の定めによって総会の同意に代わり、監事会の同意にかからしめることも可能である（ド協8条2項3文）。

二 投資組合員の法的地位

立法理由書によると投資組合員は、正規組合員【ordentliches Mitglied】と同じ法的地位を有すると位置付けられている⁽¹⁸⁾。素直に解釈すると、正規組合員とは利用組合員のみであり、投資組合員は非正規組合員であることを前提として、非正規組合員である投資組合員は正規組合員である利用組合員と同じ地位を有することになる。しかし下記の通り（1-3）、両組合員の間には権利義務に差異が設けられており、同じ法的地位とはいえないのではなからうか。

1. 中核的自益権

利用組合員は、協同組合事業の利用を通じて協同組合から助成を受けることを

(18) Regierungsentwurf (a.a.O. (Fn.9)), S.82.

目的として協同組合に加入する。資本利回りの獲得を目的とするのではない。協同組合事業利用権は、利用組合員にとって最も基本的な権利である。

これに対して投資組合員は、資本利回りの獲得、すなわち事業活動を通じて協同組合に生じた剰余金から、出資金額に応じてなされる出資配当を受けることを目的として組合に加入する。出資配当支払請求権が最も中核的な自益権であり、投資組合員は協同組合事業利用権を有していない。そのため同事業を投資組合員が利用する場合には、員外利用によることになる（第1節「二」参照）。

2. 議決権の重み付け

投資利回りの獲得のみに関心を有する投資組合員が加入すれば、協同組合の助成目的が蔑ろにされ、ひいては協同組合事業の利用を通じて利用組合員が助成を受ける利益（助成利益）が損なわれる危険性がある。投資組合員による協同組合運営への影響力を制限し、利用組合員の意思に沿った運営を維持し続ける必要がある。そこで投資組合員が有する総会議決権に制限が設けられている。ドイツでは利用組合員と同様、原則として1組合員1議決権が投資組合員に付与されている（ド協43条3項1文）。仮に投資組合員について組合員総数に占める割合が制限されていれば、議決権制限を設けずとも、利用組合員の意思に沿った協同組合運営が確保しやすい。しかしながら投資組合員数についてドイツ協同組合法では、SCE法規則に倣い制限が設けられていないため、議決権に何らかの制限を設けることになる。SCE法規則では投資組合員全体の議決権は議決権総数の25%以下に単に制限されているのに対し（同規則59条3項）、ドイツ協同組合法では議決権制限はよりきめ細かい。すなわち①投資組合員が他の組合員を議決において打ち負かすことがないよう、及び②行使された議決権の少なくとも4分の3の多数が法律又は定款によって定められている総会議決が、投資組合員によって妨げられることがないよう、定款は保障しなければならない（ド協8条2項2文）。個々の投資組合員ではなく、投資組合員全体で有する議決権の割合を制限しようとするのである。例えば利用組合員が100名で、投資組合員が200名いる協同組合で、原則通り1組合員1議決権で、組合員全員が総会に出席しているという設例⁽¹⁹⁾で考え

(19) ここでは記述が複雑にならないようにするため、組合員全員が総会に出席しているという設例を用いた。しかし実際にはよほど小規模の協同組合でないかぎり、欠席者がいるのが通常であろう。そうすると①各組合員の総数あるいは②「総会に出席している各組合員の総数」のいずれを基準にして、投資組合員が利用組合員を打ち負かす結果にならないように議決権配分をするのであろうか。例えば本文の設例で欠席者が利用組合員に10名いたとする。上記①を基準にするのであれば、本文で述べた結果と同じである。これに対して上記②を基準にするのであれば、投資組合員全体で89議決権以下を有するような議決権配分にする必要があると思われる。

てみよう。

第一に、総会の普通議決事項についてである（ド協43条2項1文。「一」参照）。利用組合員は各1議決権で、全体で計100議決権である。投資組合員全体で100議決権以上有すると、利用組合員全員が賛成しても、投資組合員全員が反対すれば決議は成立せず、投資組合員が利用組合員を打ち負かす結果となる。このような結果になることがないようにするために、投資組合員全体で99議決権以下を有するような議決権配分にする必要があると考えられる。第二に、総会の特別議決事項についてである（ド協16条2項各号。「一」参照）。利用組合員は各1議決権で、全体で計100議決権である。投資組合員全体で34議決権以上有すると、利用組合員全員が賛成しても、投資組合員全員が反対すれば決議は成立せず、総会議決が投資組合員によって妨げられる結果となる。このような結果になることがないようにするために、投資組合員全体で33議決権以下を有するような議決権配分に必要があると考えられる。

以上から、利用組合員と投資組合員は、それぞれ1議決権を有するとしても、両者では1議決権の重みが異なるように議決権配分がなされることになるのであろう。協同組合事業を通じて利用組合員が助成を受ける利益を維持するために、議決権に重み付けをすることによって投資組合員の議決権を制限するのである。確かに法的にみれば、利用組合員の助成利益が投資組合員によって損なわれることは、議決権の重み付けによって回避できる。しかし実際上は、「より一層高率の出資配当をしなければ、脱退して持分の払戻しをする」という投資組合員による脅しによって（ド協65条・73条参照）、利用組合員が投資組合員に従属する危険性も指摘されているが⁽²⁰⁾、この点については後述する（第4章第3節「一」）。

3. 監事への就任制限

ドイツ協同組合法では厳格な自己機関制が採用されており、理事・監事資格を有する者は組合員に限られる。上記の通り（第2章第2節「二」）、自己機関制から生じる難点の回避も投資組合員に期待されている。もっとも、投資組合員である監事の数は、SCE法規則に倣い（同規則39条3項）、監事の4分の1を超えてはならない（ド協8条2項4文）。議決権制限におけるのと同様（「2」参照）、投資組合員による協同組合運営への影響力を制限し、利用組合員の意思に沿った運営

(20) Daniela Cario, Aufnahme von Investorenmitgliedern in die SCE?—Gedanken zur Ausübung des Wahlrechts in Art. 14 Abs.2 SCE-VO durch den deutschen Gesetzgeber—, in: ZfGG 55, S.151 (2005).

を維持し続けるという趣旨による。

組員総数が20名以下のいわゆる極小協同組合【Kleinstgenossenschaft】では、監事会を設置する義務はない（ド協9条1項2文）。理事については下記の通り投資組員による就任制限が明定されておらず、投資組員である理事が理事会の多数を占めることもありうる。理事会は、監事会による監督に服さずに協同組合を指揮することができるため、監事への就任制限を置いた上記趣旨に反した結果にもなりかねない。それゆえ、監事会を設置しない場合には協同組合法に定めがない限り、総会が監事会の権限を有し義務を負うという規定を根拠にして（ド協9条1項3文）、監事会に関する規定が総会に類推適用されると解する見解もある⁽²¹⁾。この見解に従えば、例えば組員総数20名で監事会を設置していない協同組合では、投資組員は総組員の4分の1である5名を超えることは許されないことになる（ド協8条2項4文）。

監事の場合と異なり、投資組員の理事への就任には制限は設けられていない。理事によって構成される理事会は、自己の責任で協同組合を指揮する権限を有する（ド協27条1項1文）。それゆえ理事は協同組合運営に影響力を行使できる。それにもかかわらず就任制限は、なぜ設けられていないのであろうか。指摘されているように実際上は、日常業務に従事しなければならなくなる理事への就任は大きな負担であり、投資組員の大多数にとって魅力がないことは⁽²²⁾首肯できる。しかし大多数の投資組員にとって実際上魅力がないからといって、①すべての投資組員にとって魅力がないとはいえないのはいうまでもないし、②実際上魅力がないことと、論理的に可能性としてありうることは別である。それゆえ投資組員による協同組合運営への影響力を制限するという上記趣旨に照らすと、投資組員による就任の制限が監事のみについて設けられている点には疑問が残る⁽²³⁾。

第3章 一致の原則との関係

組員＝利用者という一致（同一性）の原則【Identitätsprinzip】は、伝統的な協同組合理論によると、協同組合の理念型を形成している。しかし投資組員は、組員であるが、利用者ではないという意味で、組員≠利用者であり、素直に考えると一致の原則と相容れない。投資組員は一致の原則とどのように整合性

(21) Marcus Geschwandtner/Marcus Helios, Genossenschaftsrecht, 2006, S.53.

(22) Saenger/Merkelbach, a.a.O. (Fn.17), S.569.

(23) Vgl. Geschwandtner/Helios, a.a.O. (Fn.21), S.53.

をとればよいのであろうか。あるいは整合性をとることができないのであれば、投資組合員を伝統的な協同組合理論においてどのように位置付ければよいのであろうか（第2節）。その手がかりをさぐるため、一致の原則は、協同組合法でどの程度貫徹されているのかを最初に明らかにしておこう（第1節）。

第1節 一致の原則との関係が問題になる他の事項

一 員外取引

一致の原則を貫徹するのであれば、協同組合は員外者（非組合員）と取引をすること（員外取引）はできない。員外者の側からみると、員外者は協同組合事業を利用できない。員外取引の相手方は、投資組合員とは逆に「利用者であるが、組合員ではない」という意味で、同原則と相容れないからである。しかしながら日独両国では法的には同原則は厳格には維持されておらず、員外取引が許容されている⁽²⁴⁾。各協同組合が員外取引をするには、定款の定めを置く必要があるのは両国で共通する。ドイツではそれ以外の制約はないのに対し（ド協8条1項5号。SCE法規則1条4項も同じ）、わが国では員外取引分量に制限が法定されている（農協10条19項ほか）。許容範囲について両国で大きな差異はあるものの、いずれにせよ理念型に忠実であることよりも、事業分量を拡大してスケールメリットを追求するという「必要性」に妥協した立法政策の結果である。

二 協同組合事業を現に利用していない組合員⁽²⁵⁾

組合員でありながら、協同組合事業を現に利用していない組合員は、従来から存在する。このような組合員は、実質的には利用者ではない。一致の原則との関係が問題になる。

1. 潜在的には利用可能な組合員

協同組合事業を利用しようと思えば利用できるが、現に利用していない組合員である。実質的には一致の原則と相容れない状況であるが、潜在的には利用者で

(24) わが協同組合法のうち、消費生活協同組合法のみは、伝統的な協同組合理論に立脚した理念型に忠実に、員外取引を原則禁止している（生協12条3項－6項）。もっともこのような規整内容は純粋に協同組合の理念型に依拠して定められたというより、むしろ政治的な理由によると思われる（中西啓之「員外利用規制の経緯と論点」宮坂富之助編『現代生協法の理論』（コープ出版、平成6年）87－88頁参照）。

(25) Vgl. Günther Ringle, Die Mitgliederschaft von "Investoren" in Genossenschaften, in: Hans- H. Münkner/Ringle, Perspektiven für die genossenschaftliche Finanzierung, 2002, S.57-59.

あり続けるため、法的には一致の原則とは矛盾していない。利用可能性が残されている点で、投資組合員や廃業組合員（「2」）と異なっている。具体的には、以下のような組合員を想定できる。

第一に、協同組合と疎遠な組合員【vom Kooperativ entfremdete Mitglieder】である。いわば「幽霊組合員」である。協同組合事業を利用する意思で協同組合に加入したが、時が経過するにつれて事業を利用しなくなった組合員である。例えば協同組合に加入しているが、その経営するスーパーを利用せず、大手流通会社が経営するスーパーを利用している者は、私たちのごく身近なところにも存在するであろう。もっとも、①協同組合の未利用又はほとんど利用しないことを除名事由として定款に定めることが差し支えないと解され（ド協68条1項1文）⁽²⁶⁾、あるいは②長期間にわたって協同組合事業を利用しない組合員は除名の対象になる旨が法定されている点（農協22条2項1号）に照らすと、一致の原則を実質的にも維持しようとする法律の態度を看取できる。

第二に、資本利回りの獲得を目的とする組合員【kapitalverwertende Mitglieder】である。ドイツでは信用協同組合で、魅力的な配当政策（ド協19条1項）や払込済出資金に対する利息（ド協21a条1項）を目当てにして組合員になる者があるという。わが国では定期預貯金利率がゼロに近いような状況で、高率の出資配当を行っている組合もある⁽²⁷⁾。してみればこのような組合に、組合事業を利用する意思はなくとも単に資本利回りの獲得を目的にして加入する者がいても不思議でない。

第三に、利用見込者【Nutzungsanwärter】である組合員である。ドイツの住宅協同組合で慣行として見受けられるという。最初に組合員になることによって法的には、組合員たる地位に基づいた住宅利用権を取得する。この時点では潜在的には利用者であるが、住宅を現に利用していない。すなわち組合員であるが、実質的には利用者ではない。協同組合住宅に将来入居する際に上記利用権を行使し、実質的にも利用者になるのである。

2. 潜在的にも利用不可能な組合員（協同組合事業の利用を想定できない組合員）

組合員が行う事業を助成するタイプの協同組合では、協同組合事業は組合員が行う事業と関連性がある。例えば製靴原料購買協同組合では、組合員である製靴

(26) Pöhlmann u.a., a.a.O. (Fn.10), § 68 Rn.9.

(27) 平成18年度では、出資配当率が4-7%の組合が45組合、7%以上の組合が5組合ある（農林水産省経営局協同組織課編・前掲注（3）のWeb版による）。

業者が原料として使う皮革などを組合員に供給する。組合員が廃業した場合には、もはや協同組合事業を利用できない、あるいは——仮に物理的には利用可能であるにしても——事業利用を想定できない。このような廃業組合員は潜在的にも利用者ではないため、実質的のみならず法的にも一致の原則と相容れない。わが国における下記の場合と異なりドイツでは、廃業は定款の定めがなければ、当然脱退事由あるいは除名対象でもない⁽²⁸⁾。それゆえ廃業組合員が組合員であり続けることは必ずしも違法ではないのである。

わが国で近時問題視されているいわゆる偽装正組合員も、この範疇に属する。そこでは農業協同組合の正組合員資格は農業者であるにもかかわらず（農協12条1項1号）、離農者（元農業者）も未だ正組合員として扱われているという批判がなされている⁽²⁹⁾。農業関連事業についてみると偽装正組合員は利用者ではないが、正組合員とされており、一致の原則と相容れない。もっとも農業協同組合のうちいわゆる総合農協は、非農業関連事業も兼営している。それゆえ偽装正組合員についても、非農業関連事業の利用を想定できるので、組合事業全体としてみれば一致の原則には反しないであろう。より厳密に述べると、わが農業協同組合法では離農して農業者でなくなると正組合員資格を喪失し（農協12条1項1号）、その時点で当然脱退となる（農協22条1項1号。なお農経基盤32条1項参照）。それゆえ偽装正組合員は正組合員ではないので、組合員であるが、利用者ではないという意味での一致の原則は本来問題になり得ない。それにもかかわらず組合が、偽装正組合員を正組合員として扱うと違法である。例えば総会の議決に偽装正組合員が参加した場合、成立した決議は取消請求の対象になりうる⁽³⁰⁾。

自己機関制をクリアーするために便宜的に利用されてきた支援組合員（第2章第2節「二」参照）もこの範疇に属する。支援組合員は、協同組合事業の利用を

(28) Beuthien, a.a.O. (Fn.7), S.57; Pöhlmann u.a., a.a.O. (Fn.10), § 68 Rn.9.

(29) 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申——経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革——（平成14年12月12日）」131頁。偽装正組合員について、同会議専門委員（農林水産業・流通ワーキンググループ）もされていた神門教授は痛烈に批判されている（神門善久「農協すなわちJA」の呪縛に終止符を」農業と経済69巻9号16頁（平成15年）、同『<日本の現代> 8 日本の食と農——危機の本質——』（NTT出版、平成18年）76頁）。これに対する反論として、増田佳昭『規制改革時代のJA戦略——農協批判を超えて——』（家の光協会、平成18年）28頁、同「協同組合」であることの意義」農業と経済73巻9号70頁（平成19年）がある。

(30) 会社法における議論に依拠すると、非正組合員が議決に加わった場合、それ自体が取消事由に該当するとする説が多数説である。これに対して当該投票のみが無効になるにすぎず、それを除いても決議が有効に成立していると認められる場合には、取消事由に該当しないとする説もある（上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（5）株式会社の機関（1）』（有斐閣、昭和61年）321頁〔岩原伸作執筆〕）。

本来的に想定できず、単に理事・監事資格を得るために組合員たる地位を取得する者だからである。

第2節 整合性

投資組合員は組合員であるが、利用者ではない。同じく利用者ではない組合員である上記「潜在的には利用可能な組合員」は（第1節「二」1）、潜在的には利用者であり続けるため、法的には一致の原則と矛盾していない。これに対して投資組合員は、加入当初から協同組合事業を利用する意思がないのみならず、潜在的にも利用者ではない。それゆえ上記「潜在的にも利用不可能な組合員」と同様（第1節「二」2）、投資組合員を一致の原則と整合的に説明することはできないと考える。説明を放棄するに等しいが、伝統的な協同組合理論では投資組合員を一致の原則の例外と位置付けざるを得ないであろう。

もっとも、助成目的（第4章参照）から一般に導き出されるという意味で、一致の原則は第2次的要素である。それゆえ協同組合の法的概念要素として厳格に維持しなければならないという要請は、組合員助成と比べて大きくないとも考えられる⁽³¹⁾。一致の原則にどの程度忠実であるのか、言い換えると例外をどの程度許容するのかは、立法政策上の問題に還元しうる。とはいうものの一致の原則からの乖離の程度が大きいと、伝統的な協同組合理論に立脚すると、もはや協同組合としての「許容性」を超えてしまう。あるいは一致の原則が理念型を形成すること自体を維持できず、理念型そのものに変更が迫られることになる。なぜなら原則と例外が逆転し、「例外はあるものの原則は維持されている」と説明したとしても、中身のない空虚な説明になってしまうからである。

いずれにせよ員外取引を許容する法制では（第1節「一」参照）、程度の差はあるが一致の原則は既に緩和されている。このような法制において、投資組合員は一致の原則と矛盾すると今更批判することこそ、平仄が合わないとも考えられる。投資組合員を許容したとしても、一致の原則との関係では大きな矛盾は新たに生じないのではなからうか。もっとも員外取引の相手方と異なり、投資組合員は協同組合の構成員である。それゆえ利用組合員の助成利益が損なわれる危険性があり、その回避のために組合員の制度設計が複雑にならざるを得なくなるが、この点については前述した（第2章第3節）。

(31) 反対、大塚喜一郎『協同組合法の研究』（有斐閣、増訂版、昭和43年）377-380頁。

第4章 助成目的との関係

第1節 問題の所在

一般的に（利用）組合員が協同組合に加入するのは、協同組合事業の利用を通じて協同組合から助成を受けるためである。協同組合側からみると協同組合は、事業を通じて組合員を助成することを目的とする。助成目的は、協同組合を他の私法上の団体と区別するメルクマールであり⁽³²⁾、協同組合である限りは放棄し得ない。

利用組合員の有する助成利益についてみてみよう。具体的には、協同組合事業の利用者として、できるだけ有利な条件で協同組合と取引すること（有利条件取引）に対する利益である。年度末に剰余金が生じた場合には、当該年度に協同組合事業を利用した分量に基づいて剰余金の配当（利用分量配当）を受けることに対する利益である。剰余金処分の一環である配当の形で行われるが、実際には事後的な価格修正（値引き）の意味を有し、有利条件取引に対する利益と同じである。

これに対して投資組合員は、事業利用を通じて協同組合から助成を受けることを意図していない。投資組合員は協同組合事業の利用者ではないため、有利条件取引や利用分量配当に対して利益を有していない。一般的には投資家としての利益、すなわちできるだけ高率の資本利回り（出資配当）を獲得することに対して利益（資本利回り利益）を有しているのである。

利用組合員と投資組合員では、協同組合に対して有する利益がこのように全く異なっている。前章での考察の結果、一致の原則にどの程度忠実であるのかは立法政策の問題であるとたとえ割り切ったとしても、この異なる2つの利益を1つの協同組合で両立させることは可能であろうか。言い換えると「投資組合員を受け入れても、助成目的を維持できるのであろうか」あるいは「協同組合である以上放棄し得ない助成目的を維持しながら、1つの協同組合で、助成利益と資本利回り利益をそれぞれの組合員に保障できるのであろうか」という疑問が呈せられる。このような疑問をもっともであるとし、投資組合員を受け入れると「統合失調症【Schizophrenie】」に陥ると痛烈に批判する者もある⁽³³⁾。

(32) 拙稿「協同組合と株式会社——協同組合法の商法準拠は株式会社への道か——」協同組合経営研究誌にじ608号11頁（平成16年）。ただし相互会社との区別は、助成目的のみでは不可能である（大塚・前掲注（31）364頁参照）。

(33) Wolfgang Blomeyer, Auf dem steigen Wege zur Europäischen Genossenschaft, in: Wolfgang Harbrecht/Wolfgang Vogel (Hrsg.), 50 Jahre Forschungsinstitut für Genossenschaftswesen an der Universität Erlangen-Nürnberg, 2000, S.63.

上記疑問が呈せられる背景として、利用組合員と投資組合員が有するそれぞれの利益がどのような関係にあるのか、より具体的には両利益がどのような形で対立しうるのかを最初に確認する（第2節）。その上で当該疑問に対してどのように反論をなしえ、投資組合員は助成目的とどのように整合性をとりうるのかについて考察しよう（第3節）。

第2節 利益の対立

利用組合員と投資組合員が協同組合に対して有する利益は、具体的にどのような形で対立するのであろうか。店舗購買事業を行う協同組合で仕入値が@80円の品物を、利用組合員に供給するという事例を素材にして考えてみよう。近隣のスーパー（株式会社）が@160円で同じ品物を販売し、飛ぶように売れている。実費手数料を考慮して協同組合が見積もったところ、供給価@100円で収支相償となる。協同組合の財務健全化に資するべく $+ \alpha$ 部分として、例えば@10円を考慮して供給価@110円で供給する。利用組合員は、スーパーで購入するのと比べて@50円有る利な条件で購入できる。これが利用組合員の利益に即した経営である。

投資組合員の利益に照らすと状況は異なる。@160円で飛ぶように売れるのなら@110円で供給する必要はない。@150円で供給しても飛ぶように売れる。@110円で供給する場合に比べ、より多くの剰余金が協同組合に生じる。出資配当の原資となる剰余金が増大し、投資組合員はより高率の資本利回りを獲得しうる。過度に保守的な供給価格設定をしたため、仮に@150円で供給して多額の剰余金が生じたとしても、利用組合員の利益に即した経営であれば、有利条件取引を達成すべく、——出資金額ではなく——利用分量を基準にして剰余金を配当することになる。

可能な限り供給価格を下げ、利用組合員にとってできるだけ利な条件で品物を供給することが利用組合員が有する利益に即した経営、すなわち助成目的に合致した経営である。これに対して投資組合員が有する利益は、これとは逆に可能な限り供給価格を上げ、できるだけ多くの剰余金を達成することを前提として、より高率の出資配当を獲得することである。素直に考えるとこのように、利用組合員と投資組合員の利益は対立している。一方の利益の貫徹は、他方の利益の犠牲によってのみ可能であるという指摘⁽³⁴⁾がなされる所以である。

(34) Ringle, a.a.O. (Fn.25), S.67; derselbe, Brauchen Genossenschaften "Investorenmitglieder"?, in: ZfgG 53, S.166 (2003).

相反する両者の利益を統合することは大変困難である⁽³⁵⁾。立法理由書では投資組合員について、利用組合員ないし助成目的と整合性をとるための説明はなされていない。伝統的な協同組合理論に立脚した場合における協同組合としての「許容性」の観点に触れることなく、「必要性」の観点から説明されているのみである(第2章第2節「一」参照)。このような状況においても学説の中には整合性をとろうと試み、「許容性」の観点から考察する者もある。以下では、このような学説を参考にしながら、投資組合員について利用組合員ないし助成目的とどのように整合性をとればよいのか考えてみよう。

第3節 整合性

一 助成目的への拘束

投資組合員も助成目的に拘束され(ド協1条1項)、助成目的に反した資本利回りの追求は本来的に許されない。言い換えると投資組合員は、助成目的の枠内でのみ投資利回りの追求が法的に許されている。

もっとも、「組合員が助成と感ずるのが助成」⁽³⁶⁾といわれている点に照らすと明らかかなように、具体的な経営が助成目的に適合しているのか否かを判断する客観的基準が確立していない。加えてわが会社法における営利目的について指摘されているのと同様、助成目的から導き出される法的効果は法規範として緩やかであると考えられる(第5章第1節参照)。私見によると法的判断は別にして——あるいは法的に判断すると、違法とまではいえないにしても——、投資組合員の意向によって助成目的が実際には蔑ろにされ、むしろ投資利回りの追求に偏った経営が「助成目的に合致した経営」の名の下でなされる危険性も指摘しうる。具体的には例えば、①投資組合員が理事に就任し、資本利回りを追求する経営をする危険性、②同経営がなされるように投資組合員が理事会に対して影響力を行使する危険性、及び③同経営がなされないのであれば、協同組合からの脱退も辞さないと投資組合員が脅しをかける危険性(第2章第3節「二」2参照)である。しかしこのような指摘に対しては、以下のような反論もなされうる⁽³⁷⁾。

上記①については、投資組合員の理事への就任について、監事における場合と

(35) Cario, a.a.O. (Fn.20), S.150.

(36) Bernhard Großfeld, Genossenschaft und Ehrenamt, in: ZfgG 29, S.222 (1979); Bernhard Großfeld/Thomas Noelle, Stellung und Funktion der genossenschaftlichen Verbandsprüfung, in: BB 40, S.2147 (1985).

(37) Vgl. Beuthien, a.a.O. (Fn.7), S.57; Geschwandtner/Helios, a.a.O. (Fn.21), S.51.

異なり制限は明定されていない（第2章第3節「二」3参照）。しかし理事に就任するには、総会の議決によって理事に選出されなければならない（ド協24条2項1文。なお3文参照）。総会の議決権配分については、利用組合員に有利なように議決権に重み付けがなされるため、利用組合員の意思に反して投資組合員が理事に選出されることはない（第2章第3節「二」2参照）。定款の定めによって監事会に理事選出権限が付与されている場合でも（ド協24条2項2文）、事情は異ならない。投資組合員である監事の数、監事の4分の1を超えてはならないからである（第2章第3節「二」3参照）。

上記②については、理事会に対して影響力を行使しようとしても、行使する術が投資組合員には法的に保障されているわけではない。例えば高率の資本利回りを達成する前提となる事業分量拡大を狙って、員外取引の拡大を投資組合員が目論んだとしても、理事会は自己責任で、すなわち他からの指揮命令に服さずに業務指揮をすることができるからである（ド協27条1項1文）。

上記③については、脱退によって持分の払戻しという形で投下資本を回収して他に投資しようとしても、投資組合員が脱退を思いとどまらざるを得ない事情もある。例えば脱退すなわち組合員たる地位の解約告知の期間は少なくとも3か月で、定款によって5年まで延長でき、起業家のみを組合員とする協同組合では10年まで延長できる（ド協65条2項）。新たな投資先に再投資するまで、このように長期間を要するという不利益な状況にある。更には持分算定が通常の貸借対照表に基づいて行われるため、帳簿価額を基準として算定される。含み益は算定の対象とならないのはいうまでもなく、準備金についても対象にならない場合がある（ド協73条3項）⁽³⁸⁾。

以上から、投資組合員の意向によって助成目的が蔑ろにされ、むしろ投資利回りの追求に偏った経営がなされる危険性がありうる。しかし上記①-③の指摘に対してなされうる反論を考慮に入れると、この危険性は回避し得ないほど決定的であるとは、必ずしもいえないであろう。

二 1つの小舟

仮に上記①-③の指摘に対してなされうる反論的を射ておらず、指摘された通りの危険性が存在すると仮定しよう。そうであったとしても投資組合員は、あくまでも助成目的の枠内で投資利回りを追求せざるを得ないとも考えられよう。な

(38) 拙著『協同組合における外部監査の研究』（全国協同出版、平成17年）52-53頁。

せなら利用組合員と協同組合の間の取引が好調でなければ、協同組合には剰余金が生じず、ひいては投資組合員は十分な出資配当を受け取ることはできないからである。利用組合員が組合員との取引に満足せずに協同組合を見限れば⁽³⁹⁾、結局は投資組合員にとって不都合である。投資組合員は、助成目的の枠内でのみ投資利回りを追求し、助成利益に配慮せざるを得ないのである。

反対に利用組合員も、投資組合員の有する資本利回り利益に配慮せざるを得ない⁽⁴⁰⁾。期待する資本利回りが得られないと、投資組合員は——実際上の制約はあるにしても（「一」）——協同組合から脱退し、持分の払戻しという形で投下資本を回収しようとする。そうすると投資組合員導入の趣旨に即して考えると（第2章第2節「一」参照）、脆弱な自己資本の増強とは程遠い結果になる。というよりはむしろ期待する資本利回りの獲得が期待できない協同組合に投資するインセンティブは、当初から投資家にはないであろう。それゆえ利用組合員は、有利条件取引を達成するためであっても資本利回り利益を極度に損なうことはできない。すなわち①有利条件取引を極端に推し進めたため、協同組合に生じるはずの剰余金が極端に減少し、ひいては出資配当が大幅に減額したため、あるいは②生じた剰余金の配分が利用分量配当に偏っているため、期待する資本利回りを投資組合員が得られないような事態を回避する必要がある。

以上から、投資組合員を受け入れている協同組合では、①利用組合員に対する助成は、投資組合員の犠牲によって行わないこと、反対に②投資組合員への剰余金の配分は、利用組合員の犠牲によって行わないことが要請される⁽⁴¹⁾。両者は「1つの小舟【ein Boot】」⁽⁴²⁾に乗っており、それぞれ他者に配慮しなければならない。剰余金配当に際しては、利用組合員が協同組合との取引を通じて助成利益を得ている点に鑑み、両者を出資配当で異なった扱いにすることも考えられる。例えば1持分当たりの出資配当額を、利用組合員1に対して投資組合員3にする⁽⁴³⁾。もっとも、配当政策のあり方次第では多額の資金が外部に流出し、投資組合員の受入れによる脆弱な自己資本の増強どころか、一層自己資本が減少してしまう。

(39) もっとも、員外取引を広範に許容する法制では、利用組合員が満足しなくとも事業分量は確保される（拙著・前掲注（38）54頁）。

(40) Beuthien, a.a.O. (Fn.10), § 8 Rn.14; Ringle, a.a.O. (Fn.25), S.67f.

(41) Saenger/Merkelbach, a.a.O. (Fn.17), S.568.

(42) Beuthien, a.a.O. (Fn.7), S.59.

(43) Jürgen Keßler/Anja Herzberg, Das neue Genossenschaftsrecht, 2006, S.21. ただし利用組合員と投資組合員で異なった扱いをすることが、組合員平等取扱いの原則に照らし許されるのか否かについて検討を要する。

加えて実務上、助成利益を具体的にどの程度に算定するのかは一義的には決まらず、両組合員間で対立の火種となりうる。利用組合員と投資組合員の間で折り合いをつけるのは、実際には容易でないと推測しうる。

第5章 わが協同組合法への示唆

投資組合員に関する考察結果から、わが協同組合法とりわけ農業協同組合法にどのような点で示唆を得ることができるのであろうか。繰り返しになるが（第1章第2節）、最初に確認しておこう。

組合のあるべき方向性のうちいずれを選択しても、非農業者組合員を許容することになるであろう。農業者組合員と非農業者組合員の間では、農業の側面では共通の利害関係がなく、両者に同質性がない。これに対して投資組合員を受け入れている協同組合でも、利用組合員と投資組合員の間に共通の利害関係がなく、両者に同質性がない。彼我の協同組合では、利害関係の異なる組合員を、1つの協同組合に糾合する点で共通している。そこで非農業者組合員を受け入れる場合における組合員の制度設計のあり方について、具体的には以下の4つに分節して、投資組合員に関する考察結果から示唆を得ることにしよう。

第1節 利害関係の異なる組合員と助成目的との関係

利害関係の異なる組合員について、助成目的とどのように整合性をとるのかという最も根本的な点についてである。農業者組合員は、農業関連事業・非農業関連事業双方の利用を通じて組合から助成を受ける利益を有する。これに対して非農業者組合員は、非農業関連事業の利用を通じてのみ、組合から助成を受ける利益を有するに過ぎない。農業関連事業に対しては両組合員で全く利害関係が異なるのである。農業者組合員と非農業者組合員が有するそれぞれの助成利益を、1つの組合で両立させることはできるのであろうか。

投資組合員を受け入れている協同組合では、利用組合員と投資組合員が有する利益は論理的には対立し、助成目的が蔑ろにされ、ひいては助成利益が損なわれる危険性がある。しかし回避し得ないほど決定的であると必ずしもいえない。あるいは両者は1つの小舟に乗っており、お互いの利益に配慮せざるを得ない状況にある（第4章第3節参照）。わが農業協同組合に当てはめると、「農業者組合員あつての非農業者組合員」又は「農業関連事業あつての非農業関連事業」とい

う関係であるが⁽⁴⁴⁾、このような関係は成立するのであろうか。

例えば「食の安全・安心」に対する国民の関心が高まるなか、食の一翼を担う農業分野で中核的役割を果たしている農業協同組合を応援したい非農業者も、少なからず存在すると思われる。確かにこのような非農業者が組合に加入する場合には、「1つの小舟」関係が成立しうる。しかし農業者組合員と非農業者組合員の利益が、このようにうまく両立できるとは限らないであろう。都市部にある農業協同組合では、①農業関連事業が非農業関連事業よりもウェイトが低い組合や、②農業者組合員である正組合員数を非農業者組合員である准組合員数が大幅に上回る組合も珍しくない。このような状況では、農業関連事業と非農業関連事業の部門別損益管理徹底への要求も一層強くなりうる⁽⁴⁵⁾。その結果部門別のみで不採算であることのみを理由にして、農業関連事業を大幅に廃止すべきであるという意見も、非農業者組合員から出てくる可能性もある。廃止に不満のある農業者組合員が組合を見限り、組合との取引をやめ、あるいは脱退したとしても、上記①②のような状況では組合に与える影響も大きくないといえそうである。してみれば非農業者組合員は、農業者組合員の利益に配慮せざるを得ないとは必ずしもいえない（第4章第3節「二」参照）。

上記①②のような状況も考慮に入れ、農業者組合員が農業関連事業の利用を通じて受ける助成利益を維持し続けようとするのであれば、たとえ「地域」協同組合という方向性をとったとしても（第1章第1節「二」参照）、農業関連事業を通じた助成目的を放棄できないよう法律で保障せざるを得ないであろう⁽⁴⁶⁾。組合によって色の濃淡はあろうが、いずれにせよ農的色彩を帯びた協同組合、いうなれば「農的（地域）協同組合」⁽⁴⁷⁾をイメージしうる。そうすると農業者組合員をコア組合員、非農業者組合員を非コア組合員とする現行農業協同組合法の位置付けは、程度の差はあれ維持されることになる。もっとも、たとえ農業関連事業を通

(44) 本文で述べた関係とは反対に「非農業者組合員あつての農業者組合員」又は「非農業関連事業あつての農業関連事業」という関係についても問題になる。現行農業協同組合法を前提にすると、組合員総数に占める准組合員の割合が高く、かつ信用・共済事業のウェイトが高い組合ほど、このような関係が成立しやすい。

(45) 神門・前掲注(29)『食と農』120-121頁、同「これから」の前になすべきこと」農業と経済73巻9号25・27頁（平成19年）参照。

(46) 法律で一律に保障するのではなく、定款自治に任せることも考慮に値する。しかしそうすると全く農的色彩のない組合も成立できることになり、分立協同組合法制という現行の枠組みにおける農業協同組合法の位置付けに難点が生じる（第1章第1節「二」参照）。

(47) 田代洋一「歴史的存在としての農協——農的地域協同組合への道——」農業と経済73巻9号19-21頁（平成19年）参照。

じた助成目的を法律で保障したとしても、会社法における営利目的について指摘されている⁽⁴⁸⁾のと同様、助成目的から導き出される法的効果は法規範として緩やかであると考えられる。それゆえ農業関連事業を通じた農業者組合員助成を標榜しながら、実際には非農業関連事業を通じた助成に偏った経営がなされる危険性も生じうる（第4章第3節「一」参照）。このような危険性を回避し、農業関連事業を通じた農業者組合員助成を実際にも保障するためには、非農業者組合員の議決権に何らかの制限をせざるを得ないのではなからうか（第2節「一」参照）。

第2節 組合員たる地位

等しく組合員である農業者組合員と非農業者組合員に、どのような法的地位を与えればよいのかという点についてである。議決権配分・機関構成員への就任について、現行農業協同組合法のように異なった扱いをすることは許されるのであろうか。

一 議決権配分

農業者組合員と非農業者組合員の間で、どのように議決権を配分すればよいのであろうか。わが国では伝統的な協同組合理論に従い、平等の議決権付与は協同組合の理念型を形成してきた。それゆえ現行農業協同組合法で、准組合員に議決権が付与されていない点に対して批判がなされてきた（第1章第1節「三」参照）。

投資組合員を受け入れている協同組合では、投資組合員には議決権が付与されているものの、利用組合員と比べて相対的に不利に扱われている。このような扱い自体は、助成目的が蔑ろにされ、ひいては利用組合員の助成利益が損なわれる危険性を回避するという理由で正当化されている（第2章第3節「二」2参照）。わが農業協同組合においても、農業関連事業を通じた助成目的を維持するために、平等に議決権を付与するのではなく、組合員種類ごとに異なった議決権配分をするという法規整は、立法政策としてありうる（第1節参照）。

もっとも、投資組合員には議決権が全く付与されていないのではない。議決権に重み付けをすることによって制限がなされているものの、議決権は投資組合員にも付与されている。これに対してわが現行農業協同組合法では、非農業者組合員である准組合員には議決権は全く付与されていない。投資組合員と非農業者組合員が、協同組合の目的である組合員助成に対して有する利益を比較すると、

(48) 江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣、第2版、平成20年）20-21頁。

——非農業関連事業に限られるとはいえ——協同組合事業を利用する非農業者組合員の方が大きい。非農業者組合員は、協同組合事業を利用する組合員という意味では、相対的にはよりコア組合員に近いのである。しれみれば非農業者組合員は、投資組合員にも増して組合員として扱われるべき、すなわち議決権配分との関係では議決権が付与されるべきであるともいえる。少なくとも現行農業協同組合法におけるように非農業者組合員に議決権を全く付与しないという制度設計は、再考すべきではなかろうか。

二 機関構成員への就任

規整の厳格さに差異があるものの伝統的な協同組合理論に従い、自己機関制を現行法が要求している点で日独で共通している。わが農業協同組合法では、自己機関制が要求されているのは理事⁽⁴⁹⁾のみであり、監事については要求されていない。これに対してドイツ協同組合法では、理事・監事ともに完全な自己機関制が要求されている（第2章第2節「二」参照）。このような差異を踏まえた上で、自己機関制が要求されている局面において、非コア組合員である非農業者組合員を、自己機関制との関係でどのように扱えばよいのかについて示唆を得ることにしよう。

第一に、理事についてである。ドイツ協同組合法では利用組合員と差異はなく、投資組合員による理事就任によっても自己機関制は充たされる。これに対してわが農業協同組合法では、非農業者組合員は自己機関制との関係では組合員として扱われていない（農協30条11項）。第二に、監事についてである。わが農業協同組合法では自己機関制が要求されていないので、両国の比較を通じた相対的な記述はできない。ドイツ協同組合法では制限的にせよ監事の4分の1までは投資組合員が就任でき、これにより自己機関制が充たされる（第2章第3節「二」3参照）。

ドイツ協同組合法では自己機関制との関係では、理事については完全に、監事については制限的であるが、いずれにせよ投資組合員は組合員として扱われている。これに対してわが農業協同組合法では、自己機関制との関係で非農業者組合員は組合員として扱われておらず、員外者として扱われている。

投資組合員よりも非農業者組合員の方がよりコア組合員に近い点に照らすと、議決権配分におけるのと同様（「一」参照）、非農業者組合員は投資組合員にも増

(49) 経営管理委員を置く組合では、経営管理委員のみについて自己機関制が要求され、理事については要求されていない（農協30条の2第3項・6項）。本稿では同委員を置かない組合を想定して論述する。

して自己機関制との関係でも組合員として扱われるべきであるともいえる。少なくとも現行農業協同組合法におけるように自己機関制との関係で全く員外者として扱うという制度設計は、再考すべきではなからうか。

第3節 経営成果の配分

2種類の組合員の間で、協同組合事業による経営成果をどのように配分すればよいのかという点についてである。

投資組合員は、①出資配当を通じて、できるだけ高率の資本利回りを獲得することに利益を有する。これに対して利用組合員は、②できるだけ有利な条件で協同組合と取引すること、③実際には事後的な価格修正（値引き）の意味を有するので上記②の一部としても位置付けうるが、利用分量配当を受けることに対して利益を有する。上記②③に対する利益（助成利益）は、協同組合の助成目的に合致しており、利用組合員が協同組合に加入する動機である。しかし経営成果を上記②③のみによって配分する協同組合に加入するインセンティブは、投資家には最初からない。経営成果配分の局面でも、利用組合員と投資組合員の間で折り合いをつける必要がある（第4章第3節「二」参照）。

わが農業協同組合では、農業者組合員・非農業者組合員はそれぞれどのような利益を有するのであろうか。コア組合員である農業者組合員は、同じくコア組合員である利用組合員と同じ利益状況である。すなわち上記②③に対して利益を有する。非コア組合員である非農業者組合員は、同じく非コア組合員である投資組合員と利益状況は異なる。非農業者組合員も組合事業の利用者であり、農業者組合員と同様——上記①ではなく——上記②③に対して利益を有する。それゆえ投資組合員を受け入れている協同組合と異なり、上記①あるいは上記②③かを巡って、両組合員の間で折り合いをつける必要はない。しかしそうであるからといって、両組合員が有する利益の対立が大きくないとは必ずしもいえない（第1節参照）。利用についてみると非農業者組合員は、利用する事業が非農業関連事業に限られる点で、農業関連事業・非農業関連事業双方を利用する農業者組合員と異なる。取引条件の設定や利用分量配当の基準となる分量算定において農業関連事業を優遇すると、非農業者組合員は上記②③に対する利益を十分には受けることができなくなる危険性があり、両組合員の間で対立の火種となりうる。それゆえ経営成果の配分については、投資組合員を受け入れている協同組合におけるのと同様実際には容易ではなからうが（第4章第3節「二」参照）、両組合員の間で折り合いをつける必要がある。

第4節 組合支援利用者

非農業者を組合員として受け入れることが必要不可欠であるのかという点についてである。組合のあるべき方向性のうちいずれを選択しても、非農業者を組合員として許容することになるという前提で（第1章第2節参照）、組合員の制度設計のあり方について示唆を得た（第1節-第3節参照）。その際、農業関連事業の利用を想定できず、本来的には農業協同組合の組合員にはなれない者を組合員として受け入れようとするために、制度設計が複雑にならざるを得ない。なぜなら農業関連事業の利用を通じて農業者組合員が助成を受ける利益が損なわれないようにするためである。その結果設計された制度が、伝統的な協同組合理論とどのように整合性をとることができるのかについても、説明を要することになるのである。

このように複雑な制度設計を採用し、その結果整合性をとるために難解な説明をすることを要するとしても、非農業者を組合員として受け入れることが望ましいのであろうか。農業者組合員と非農業者組合員の間で折り合いをつけることは実際には容易でないという事情もあり（第3節参照）、尚更このような素朴な疑問が生じる。言い換えると、農業者組合員を中心とする協同組合という現行農業協同組合法の理念と、非農業者である准組合員が組合全体でみると半数に迫ろうとしている実態の間で拡大している矛盾を解消するためには、非農業者を組合員として受け入れることが必要不可欠であろうか。

投資組合員に否定的な者の中には、資本調達目的で投資家を協同組合に受け入れる手段として、従来から許容されている享益証券・匿名参加の方が優れているという見解を主張する者もある⁽⁵⁰⁾。享益権者・匿名参加者は資金拠出者であるが、組合員ではないため（第2章第2節「一」参照）、投資家への組合員権付与は本来的に問題にならず、投資組合員を受け入れることに起因する複雑な制度設計や難解な説明を要しないのである。

投資組合員に関する上記見解に倣い、本来的には組合員にはなれない非農業者を組合員として糾合するのではなく、単に利用者として組合との関係を構築することはできないのであろうか。組合員ではないが利用者である者を許容すると、一致の原則と相容れない。しかしわが農業協同組合法では一致の原則は既に緩和されているので、一致の原則と矛盾すると今更批判するには及ばない（第3章第1節「一」・第2節参照）。最も単純明快な形としては、員外利用者として位置付

(50) Cario, a.a.O. (Fn.20), S.149.

ければ足る。しかしながら現行農業協同組合法において——准組合員ではありながら——組合員である者から、組合員たる地位を組合員の意思に反しても剥奪し（農協22条1項3号・2項・3項参照）、単なる員外利用者として位置付けることには異論もあろう。それゆえ立法論としては、組合の構成員ではないが、「組合支援利用者」という地位を創設し、団体法上何らかの地位を与えるという選択肢も考慮に値するのではなかろうか⁽⁵¹⁾。非農業関連事業を継続的に利用する意思はあるが、農業関連事業の利用を想定できない者を、構成員として糾合するのではなく、利用者として組合に位置付けるのである。そうすると非農業者は組合員ではないため、議決権付与は本来的に問題にならない。組合支援利用者に議決権が全く与えられないとしても、同じく非農業者である現行農業協同組合法上の准組合員に対してなされている議決権が付与されていないという批判が、組合支援利用者に対してなされる余地はない。

終わりに

本稿では、わが協同組合法が知らない投資組合員についてより深く理解することを、目的として最初に設定した（「はじめに」）。次いで、将来における農業協同組合のあるべき方向性のうちいずれを選択するにしても、非農業者組合員を許容することになるだろうが、その場合における組合員の制度設計のあり方について、投資組合員に関する考察結果から示唆を得ることが可能になることを明らかにした（第1章）。その上で、第1章で明らかにした点を念頭に置きつつ、投資組合員がどのように制度設計されているのかを概観した（第2章）。

投資組合員の導入によって、一方では自己資本調達手段が拡大し、協同組合の弱点とされてきた脆弱な自己資本を増強する「必要性」に込んでいる。他方で、伝統的な協同組合理論との整合性という「許容性」の観点から、以下の2点で疑問が呈せられる。具体的には第一に、一致の原則と相容れないのではなかろうか。確かに投資組合員を一致の原則と整合的に説明することはできないと考える。しかし員外取引を許容する法制では、一致の原則は既に緩和されている。このような法制において、投資組合員は一致の原則と矛盾すると今更批判することこそ、

(51) 組合員以外の協同組合事業利用者に、協同組合内部において何らかの法的地位を団体法上与えるという立法例を筆者は知らない。制度設計によっては、——ポイントカード会員のような——個人法上の単なる取引の相手方と異ならないという批判もなされかねないので留意する必要がある。具体的な制度設計は、今後の課題である。

平仄が合わないとも考えられる（第3章）。第二に、投資組合員を受け入れても、助成目的を維持できるのであろうか。素直に考えると投資組合員が有する資本利回り利益は、協同組合の助成目的と対立している。しかし投資組合員も助成目的に拘束され、あるいは利用組合員と協同組合の間の取引が好調でなければ、投資組合員は結局は十分な出資配当を受け取ることはできない。それゆえ投資組合員は、法的不のみならず実際にも助成目的の枠内でのみ投資利回りを追求することになる。このような意味で投資組合員は、助成目的と両立しうるのである（第4章）。

このように許容性の観点、すなわち伝統的な協同組合理論と整合性があるのかという観点からも投資組合員について考察した結果、——単純明快とは程遠く、難点もあろうが——何とか整合性をとりうる。もっとも、利用組合員と投資組合員の間で折り合いをつけるのは、実際には容易でないと推測しうることもあり、投資組合員がうまく機能するのは未知数である。

投資家が投資組合員として協同組合に加入したことを前提にして本稿では考察したが、数ある投資先の中から投資家が協同組合を選択するインセンティブを協同組合は与えることができるのであろうか。投資家の投資行動について十分に言及することができなかったが、投資家はどのような場合に協同組合に魅力を感じるのであろうか。この点に関する考察は残された課題であり、とりわけ経済学分野における研究成果が待たれる。

以上の考察結果を踏まえて最後に、第1章で明らかにした点について、すなわち非農業者組合員を受け入れる場合における組合員の制度設計のあり方について、投資組合員に関する考察結果から、わが協同組合法とりわけ農業協同組合法に示唆を得た（第5章）。

<法律名略語>

ド協 ドイツ協同組合法【Genossenschaftsgesetz】